(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

身延町商工会を取り巻く地域の災害発生および想定される災害発生の情報は、身延町が想定した 身延町地域防災計画(令和3年3月改訂)やハザードマップを基に現状分析を行う。

1. 自然条件

(1)位置及び面積

位置		東経	138 度 54 分 20 秒			
		北緯	35 度 26 分 48 秒			
面積		301.98 ㎡で、山梨県の面積の6.8%を占めている				

(2)地勢

平成16年(2004年)9月13日に旧下部町、旧中富町、旧身延町が合併した新たな身延町は、山梨県の南部に位置し、中央を北から南に日本三大急流の一つである富士川が流れ、その支流として、早川、常葉川など大小の河川が流れ込んでいる。平坦部分は富士川沿いと支流の中流域から下流域及び合流付近に広がっている。また、富士川を挟んで東西それぞれ急峻な山岳地帯が連なっており、南部に身延山久遠寺、東部に下部温泉郷や富士五湖のひとつ本栖湖がある。

(3) 地質

身延町の地層は、新第三紀に属する複雑な構造を持っている。富士川を境にして、東には御坂層群、西には富士見山全体を構成する櫛形累層が連なり、両地層群に挟まれて、富士見層群が南北に走り、それぞれの地層は断層あるいは被覆によって接し、特に富士見山逆断層の規模は大きい。また、急峻な地形と糸魚川一静岡構造線や身延衡上断層をはじめ、大小無数の断層が走っている。このため、河川の蛇行が著しく、また河川の浸食も強く、特に台風、梅雨期などには山崩れなどによる崩壊、さらに崩壊した岩石や土砂は土石流となって下流部を襲うなど、自然災害の発生する危険性がきわめて大きい地域である。このうち、富士川に合流する河川流域の一部には、液状化が想定されている地域が存在する。

(4) 気象

気候は概して温暖で、年平均 1.4 \mathbb{C} であるが、下部地域は昼夜の温度差が大きい。また、年間雨量をみると、 $1,500\sim 1,800$ mm 程度であるが、2,000mm という雨量の多い地域もある。

2. 社会的条件

(1)人口及び世帯数

平成7年に19,570人だった人口は、平成12年には18,021人、平成17年には16,334人、また平成22年には14,462人、さらに平成27年には12,669人、直近の令和2年国勢調査では10,663人と身延町の人口は減少の一途を辿っている。

年齢別人口の構成比をみると、令和2年国勢調査では0歳から14歳までが6.2%、15歳から64歳までが45.9%、65歳以上が47.5%となっている。平成27年国勢調査の数値(0歳~14歳:6.9%、15歳~64歳:50.1%、65歳以上:43.0%)と比較すると、高齢化が更に進んでいることが伺える。また、世帯数は4,562世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.33人で、平成27年国勢調査(世帯数:5,211、1世帯人員2.35人)と比べると共に減少している。1世帯当たりの人口の減少化に伴い核家族化の進行がみられ、介護力の低下や要配慮者の増加が予想される。

(2)産業・商工業の状況

かつては農林業が主体であったが、老齢化や産業構造の変化により第二次、第三次産業がこれに代わってきている。しかし、商業は、甲府市周辺の商業集積地に購買力を吸収され、地元での購買力の低下につながっている。一方、本栖湖周辺地域をはじめ、すぐれた自然環境に恵まれるとともに、日蓮宗徒の聖地である身延山久遠寺への参拝客や名湯百選の一つとして選ばれている下部温泉郷等に観光客が訪れている。令和3年8月に中部横断自動車道の全線開通が実現し、観光産業振興に寄せる期待は大きい。

令和3 (2021) 年4月の商工業者数は974社であり、うち955社 (98%) が小規模事業者である。産業別の商工業者の割合をみると、卸売・小売業が277社 (28%) で最も多く、建設業が164社 (17%)、宿泊業・飲食サービス業が127社 (13%)、製造業が114社 (12%)と続く。推移をみると、製造業や卸小売業において、商工業者数の減少傾向がみられる

	2021年4月 (R3)	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者数	974	町内に広く分散している
小規模事業者数	955	町内に広く分散している
小規模事業者の割合		
(建設業)	164	町内に広く分散している
(製造業)	108	町内に広く分散している
(卸売・小売業)	272	町内に広く分散している
(宿泊・飲食サービス業)	1 2 6	町内に広く分散している 宿泊業は下部温泉郷・旧身延地区に集中
(その他)	285	町内に広く分散している

出典: 商工会事業所管理システムから作成

(3)土地利用

身延町の面積は、301.98 kmで、山梨県の面積の 6.8%を占めている。土地利用の状況をみると、宅地 3.64 km²(1.2%)、農用地 4.11 km²(1.3%)、森林等 243.56 km²(79.9%) など、約8割を森林等が占めており、宅地や農地の割合が低くなっている。

(4)交通

富士川の東側をJR身延線が、西側を国道 52 号が南北に走るとともに、国道 300 号も東西に延びるなど、これらは町の主要幹線道路となっている。近年、国道 52 号に加えて、国道 300 号に全長 157mの波高島バイパスが整備された。山梨県内を南北に走る中部横断自動車道が全線開通しており、重要な交通軸として地域振興・産業振興において期待されている。また、国道が山に迫る箇所では土砂崩落の危険性の指摘や、雨量規制等による交通制限、さらに町道についても道幅が狭く、急傾斜の箇所も多いため、町は、今後、こうした状況を把握し、災害時の輸送ルートの確保や、防災面からの道路整備が求められている。

3. 想定される地域の災害リスク

(1)風水害・豪雨豪雪等災害

身延町には、富士川、その支流として常葉川、早川など、大小の河川が流れ込んでいる。これらの河川は、住民の生活基盤及び農業・防火用水など多様な機能をあわせ持っているが、流域の開発などにより、梅雨期等には流量の増水や氾濫のおそれがある。最近の災害の特徴とし

て、一見安定した河状、林相を呈している平穏な渓流が、異常な集中豪雨により、一旦土石流が発生すると、両岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。また、地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いため、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

【浸水想定区域における警戒避難体制の整備】

水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し水害による被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の公表、指定が河川管理者(国・県)によりされている。浸水想定区域の指定・公表に基づき、身延町では洪水ハザードマップを作成し、洪水予報や避難情報の伝達方法や避難所等の水害に対する避難措置について、住民への周知徹底を図る。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。それとともに、よりきめ細やかな対応が図れるよう、浸水想定区域内の高齢者等が利用する要配慮者施設に対し状況に応じ洪水予報等の伝達を行う。

(2) 地震災害

身延町に被害を及ぼす地震としては、次の3種類の地震が想定される。

- 南海トラフ地震及び首都直下地震
- 南関東直下プレート境界地震
- 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震

「身延町地域防災計画(令和3年3月改訂版)」によると山梨県内でマグニチュード8.0規模の地震が発生すると、町の中央部から南部にかけて震度6強が見られ、一部地域で震度7が想定されている。逆に、北部では震度6強、震度5強が分布するが、広範囲にわたって震度6弱が想定されている。液状化については、市川三郷町の町境から中央部を通過して南部町の町境まで、富士川流域に液状化が見られ、「極小」と想定されている。身延町の場合には、人的被害が最も大きい時間帯が地震の予知情報がない場合の冬の朝5時で、死者の数は88名、けが人(重軽傷者)については734名と想定されている。また、強い揺れや液状化による建物の全壊・半壊は3,600棟を超すとしている。さらに地震発生1日後に避難生活を強いられる人は4,700人を超えると想定されており、避難所不足への対応が必要になってくる。

【南海トラフ地震及び首都直下地震対策】

身延町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。なお、平成24年8月29日に公表された報告では、身延町の最大震度は6強と想定されている。この想定は、平成17年度に公表された東海地震の最大震度の想定(震度7)より低い震度であるものの、大規模な被害が想定されていることは間違いない。そのため、身延町では、県その他関係機関との協力のもと、これまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づき平素から地震防災対策を進めている。なお、首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されていないものの、近隣の富士河口湖町、静岡県富士宮市が同区域に指定されていることから、身延町においても、首都直下地震を念頭に置いた対策を検討している。

(3) 富士山火山災害

気象庁の定義による活火山とは、おおむね過去1万年以内に噴火した証拠がある火山又は活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111個の活火山があり、現在は休火山や死火山

という用語は用いられない。富士山も、1707年に噴火記録(宝永噴火)があるので、活火山である。富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象(火口形成、火砕流・火砕サージ、噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後の降雨による土石流)が発生する可能性が想定される。

【富士山火山広域避難計画】

活動火山対策特別措置法に定める富士山の火山防災協議会として平成24年に設立された「富士山火山防災対策協議会」では、広範囲にわたる火山災害に対して迅速な避難を行う必要があることから、本計画を策定し、噴火警戒レベルと想定される火山現象に応じた警戒避難体制等について定めている。身延町においては富士山火山広域避難計画に基づき噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、段階的に避難準備や避難を行うこととしている。

(4) 感染症等の流行 (新型コロナウイルス感染症)

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会のシステム、人々の生活に大きな影響を及ぼしている。一時は外出自粛要請により、経済・雇用が不安化する中で、働き方が変わり、教育の在り方にも大きな変革が迫られた。一旦、感染拡大も沈静化し社会全体が正常化に向けた活動が再開されたが、オミクロン株の出現により再び感染拡大の兆候にあり、予断を許さない状況となっている。長期に渡るコロナ禍が経済活動に及ぼす影響は深刻の度合いを深めている。

4. これまでの取組

(1)身延町の取組み

①身延町地域防災計画の改訂

身延町では地域に係る災害に関し、町の処理すべき事項や地域内の防災機関を包含した総合的、機能的な防災計画とし「身延町地域防災計画」を制定し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災活動全般に渡り万全を期している。

令和3年3月には、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び「山梨県地震被害想定調査報告書」を踏まえ、さらに阪神淡路 大震災や東日本大震災を教訓に、震度7を視野に入れ見直しを行っている。

この計画の中で、身延町商工会は防災関係機関のひとつとして位置づけられ、以下の役割を担っている。

身延町商工会の役割

- ア 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
- イ 災害時における物価安定についての協力
- ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

②身延町強靭化計画の策定

国においては平成26年6月、国土強靭化基本法に基づく「国土強靭化基本計画」を閣議決定し、平成29年12月に基本計画の見直しを行い、山梨県ではこれを受け令和2年3月「山梨県強靭化計画」の見直しを実施した。身延町では、国と山梨県が策定した計画に基づき、南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火等の大規模災害への備えのため、想定されるリスクごとに計画された防災・減災の指針となる「身延町強靭化計画」を令和3年3月に策定した。本計画は、直面する可能性のある大規模災害等に対してその脆弱性を評価し取り組むべき施策を明らかにしたもので「身延町総合計画」やそれに基づく各種計画に「防災・減災」という観点を取り入れていく際に、その観点を具体化していくための指針となるものと位置付けている。

③防災訓練の実施

身延町では、自衛隊、消防署、警察署等の防災関係機関と合同して、また消防団、日赤奉 仕団のほか、学校、幼稚園、保育園その他関係団体及び地域住民の参加を得て、大規模災害 を前提とした消防防災訓練ついては毎年9月1日を中心とする「防災週間」の間に実施する こととしている。

4)防災備蓄品

身延町強靭化計画に基づき、防災対策用資機材等の備蓄に努めている。また、避難所に指定してある主要な小・中学校、公民館等に毛布、発電機、浄水器、簡易トイレ等を備蓄している。

(2) 身延町商工会の取組み

身延町商工会では、地域の小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い 復旧を支援するため、次の方策を展開している。

①事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解を推進するため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や新たに防災・減災に取組む管内小規模事業者への専門家派遣(ハンズオン支援)について会報や諸会議等を通じて、身延町商工会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

②事業者BCP策定セミナーの開催

これまで、身延町商工会主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施したことはないものの、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して、管内の小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

③損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、(1)ビジネス総合保険制度、(2)全国商工会情報漏えい保険制度、(3)業務災害補償プラン、(4)商工会の休業補償制度について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進と合わせ、小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、山梨県商工会連合会等と連携した普及・加入促進を行っている。

Ⅱ課題

身延町における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者は少数であり、どの業種・業態においても、その事業者はごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。したがって、事業所BCPの策定に関する町全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する関係機関の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、身延町、関係機関のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

(2) 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や関係機関等との連携が必要である。

(3) 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

皿 目 標

身延町強靭化計画に基づき、今後、発生し得る大規模自然災害等に備えた小規模事業者や中小企業等に対する事前防災や、減災、事後の迅速なる復旧等の対策について、身延町、身延町商工会が一つになって取組むこととし、管内事業者に対して「いかなる不測の大規模自然災害等が発生しても、事業活動の機能不全を防止する」ことを目標とした事業継続力強化のため次の取組を行う。

(1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や関係機関等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2)被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、身延町と身延町商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。

(3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他 上記記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日~令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

身延町と身延町商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

身延町強靭化計画及び国土強靭化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

① 広報等による啓発活動

会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む事業者の紹介等により啓発を図る。

②ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が管内小規模事業者を訪問する際に、ハザードマップ等を用いながら、事業所の 立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認するこ とによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を身延町商工会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対してQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得や損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できるリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、併せて保険相談等を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和5年3月までに作成

(3) 関係機関等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、全国商工会連合会が連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

(4) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握し、計画更新が的確に行われているかのフォローアップを行う。また事業継続力強化支援に関する打合せ会(構成員:身延町、身延町商工会)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

身延町商工会は身延町総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、身延町との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策>

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応 急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

(1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

身延町、身延町商工会それぞれのBCPに従い職員の安否確認を行う。安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況等について情報を集めることとする。

(2) 応急対策の方針決定

被害状況、被害規模に応じて身延町と身延町商工会の間で応急対策の方針を決定する。 職員自身による情報収集において、地域の防災無線、ラジオ、テレビ等で集めた情報を元に出 勤をするか否かを判断する。

※警戒レベル3以上の際には自身の安全が確保でき次第出勤し、災害に対する準備活動を行う。 警戒レベル2以下の際には自身の安全を確認の上出勤し、情報収集を行う。

災害レベル別応急対策活動は下記のとおり(警戒レベルは、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に作成)

【警戒レベル3以上】災害内容を把握し情報伝達対応と町との避難準備等の連携協力を行う。

【警戒レベル2以下】職員自身災害情報収集し町との連携協力と共に災害内容等の確認を行う。

【想定する応急対策の内容は、概ね次のとおりとする】

被害規模	想定する応急対策の内容		
中・大規模被害	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務		
小規模被害	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務		
ほぼ被害なし	特に行わない		

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

【情報共有の頻度】

発災後~1週間以内	1日に2回共有する				
2週間~3週間	1日に1回共有する				
4週間~2月以内	3日に1回共有する				
2カ月超	1週間に1回共有する				

※必要な情報の把握と発信を行い、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

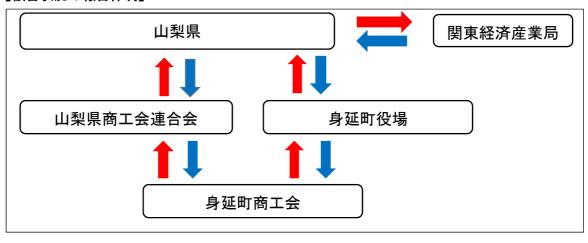
<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

【指示命令系統・連絡体制】

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害発生時の二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・身延町と身延町商工会が共有した情報を山梨県が指定する方法で身延町または身延町商工会より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、身延町商工会と身延町が共有した情報を山梨県の指定する方法にて身延町商工会または身延町より山梨県へ報告する。 体制図は次のとおりである。

【被害状況の報告体制】



く4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

① 相談窓口の開設

- ・相談窓口の開設方法について身延町と相談する(身延町商工会は、国の依頼を受けた場合は、 特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や山梨県、身延町の施策)について、地区内小規模事業者 等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・町等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、 会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

< 6. 感染症対策>

(1)事前の対策

- ・WEB会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ・消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(2)流行まん延時の対策

- ・身延町商工会職員を2班に分けて編成し、交代勤務(在宅勤務)を導入する。
- ・通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ・ 身延町商工会職員が感染した場合は保健所や県等の指示に従い対応し、必要に応じ事務所を閉鎖する。

※ その他

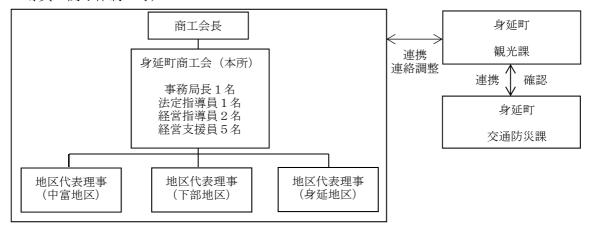
上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年3月1日現在)

(1) **実施体制**(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



※役員:33名、事務局長:1名、経営指導員:3名、経営支援員:5名

※商工業者数:973名、小規模事業者数:954名、会員数:519名(内特別会員18名)

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営 指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 市川 和希(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗管理、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- ・法定経営指導員及び経営指導員は、山梨県商工会連合会が開催する研修会に参加し、支援ノウハウの習得や支援事例の収集等を図る。
- ・必要に応じて、中小企業診断士等の専門家や損害保険会社と調整を図りながら、一般職員も含めた職員研修会を開催(年1回程度)し、幅広い情報と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。

(3) 商工会/関係市町連絡先

①商工会

身延町商工会

〒409-2531 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483-36

TEL 0556-62-1103 FAX 0556-62-1183

E-mail: minobu@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係市町

身延町 観光課

〒409-2531 山梨県南巨摩郡身延町梅平 2483-36 TEL 0556-62-1116 FAX 0556-62-1118

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	600	700	700	700	700
専門家派遣費	250	350	350	350	350
チラシ作成費	50	50	50	50	50
BCP 作成支援	200	200	200	200	200
通信運搬費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国・県・町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

①山梨県商工会連合会

〒400-0035 山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階

②山梨県火災共済協同組合

〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37

連携して実施する事業の内容

- ①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。
- ②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・損害保険会社等にリスク管理 の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険の紹介等も行う。
- ③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。

連携して事業を実施する者の役割

①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく

具体例として、自然災害・感染症リスクに係る ・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣・災害・労務リスク対策ツールの提供等、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。

